

会社法制の見直しに関するその他の個別論点の検討

(前注) 本部会資料において、「試案」とは、「会社法制の見直しに関する中間試案」を指す。また、試案において定義した用語は、本部会資料においても同一の意味を有する。

第1 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求

試案第3部第1のような規律を設けることに関し、以下の事項について、どのように考えるか。

(1) 差止請求の対象となる規制違反の範囲

試案第3部第1①及び②に掲げる規制に違反した場合のほか、金融商品取引法における規定の整備を前提に、同(注1)に掲げる規制(強制的全部勧誘義務)に違反した場合も差止請求の対象に含めるものとする。どうか。

(補足説明)

1 パブリック・コメントでは、試案第3部第1のような規律における議決権行使の差止請求の対象となる金融商品取引法上の規制違反の範囲について、試案第3部第1①及び②に掲げる規制に違反した場合のほか、同(注1)に掲げる規制(強制的全部勧誘義務)に違反した場合も含めるべきであるとの意見が寄せられ、この点について異論はなかった。

試案では、強制的全部勧誘義務については、その内容が全面的に政令に委任されている(金融商品取引法第27条の2第5項、金融商品取引法施行令第8条第5項第3号)という法技術的な問題があることを踏まえて、その違反があった場合の取扱いについてなお検討することとしている。そこで、本文は、金融商品取引法における規定の整備により、そのような問題が解決されることを前提として、強制的全部勧誘義務に違反した場合を差止請求の対象に加えることを提案するものである。

2 また、パブリック・コメントでは、差止請求の対象となる株式の範囲が明らかではないとの意見が寄せられている。試案第3部第1のような規律を設ける趣旨は、上記各規制が、支配関係の変動に際して株式売却の機会を与えることにより、株主の利益を保護する機能を有することを踏まえ、これらの規制に違反した支配の取得を防ぐことで、違反した株主(以下「違反株主」という。)

以外の株主の利益の保護を図ることにある。このような趣旨からは、上記各規制に違反して取得した株式のみについて、議決権行使の差止請求を認めれば足り、上記各規制に違反することなく取得した株式（例えば、違反株主が違反の前から有していた株式）に係る議決権を差止請求の対象とする必要はないと思われる。そこで、試案第3部第1のような規律を具体化する際には、上記各規制に違反して取得した株式に係る議決権の行使のみが差止請求の対象となる旨を明文で定めることが考えられる。

なお、パブリック・コメントでは、違反行為後に株式数が増減した場合の議決権行使の差止請求の対象となる株式の特定方法を明確にすべきであるとの意見が寄せられている。特に、違反株主の有する株式に、上記各規制に違反して取得されたものとそれ以外のものが含まれる場合において、違反株主がその有する株式の一部を売却した場合における取扱いが問題となり得るが、違反株主の合理的意思解釈からすると、議決権行使の差止請求の対象となる株式から先に売却したものとして取り扱うことが相当であると考えられる。

(2) 差止請求権を有する者の範囲

株式会社は議決権行使の差止請求をすることができないものとする
ことで、どうか。

(補足説明)

パブリック・コメントでは、違反株主以外の株主のほか、当該株式会社も議決権行使の差止請求をすることができるものとするかどうか（試案第3部第1（注2）参照）について、意見が分かれたが、株式会社による濫用的な利用のおそれがあるとして、差止請求を認めるべきでないとする意見が寄せられているほか、同様の懸念から、試案第3部第1のような規律を設けること自体に反対する意見も寄せられている。

本制度は、支配関係の変動に際して株式売却の機会を与えられなかった株主を保護するものであることからすると、株式会社が議決権行使の差止請求をすることができるものとするについては、上記懸念を踏まえて慎重に検討する必要がある。

そこで、本文は、株式会社は議決権行使の差止請求をすることができないものとするを提案するものである。

(3) 差止請求の効果を株式会社に及ぼすための仕組み

株主が議決権行使の差止請求をした場合に、株式会社が違反株主による議決権行使を拒むこととするための仕組みについて、どのように考えるか。

(補足説明)

本文は、違反株主に対する議決権行使の差止請求の効果を株式会社に及ぼすための手続（試案第3部第1（注3）参照）に関するものである。

違反株主に対する議決権行使の差止請求があっても、その効果が株式会社に及ばないとすると、違反株主が差止請求をされたにもかかわらず議決権を行使しようとする場合に、株式会社がその議決権行使を拒むことの可否や、株式会社がその議決権行使を認めた場合の法的効果（株主総会の決議の取消事由となるかどうか等）に疑義が生じ、法的安定性の観点から問題があるほか、試案第3部第1のような規律を設ける意義そのものが損なわれることにもなりかねない。

そこで、例えば、①株主が違反株主に対して議決権行使の差止請求をしたときは、併せて、株式会社に対しても、当該違反株主による議決権行使を拒むことを請求することができるものとする、又は、②議決権行使の差止請求を受けた違反株主は、株式会社との関係でも議決権を行使することができない旨の規律を設けること等が考えられる。

(4) 差止請求をすることができる期間

議決権行使の差止請求は、違反行為をした時から1年以内にしなければならないものとする、どうか。

(補足説明)

パブリック・コメントにおいては、過去の違反行為についても差止請求が可能かどうかを明確にして、実務上、無用な紛争が起きないようにする必要があるとの意見が寄せられている。規制違反によって株式が取得された後、一定期間が経過すると、違反株主による株式及び議決権の取得を前提として様々な法律関係が形成されるため、その後に議決権行使の差止請求によって支配関係の変動を争う余地を認めることは、法的安定性の観点から適切でないと思われる。

そこで、本文は、議決権行使の差止請求に時間的な制約を設け、違反行為をした時から1年以内にこれを行わなければならないものとするを提案するものである。

(5) 株主総会の決議の定足数

株主総会の決議に関する定足数の算定に際し、差止請求によって行使することができないものとされた議決権の数をその分母に算入しないものとするので、どうか。

(補足説明)

試案第3部第1(注4)について、パブリック・コメントでは、議決権行使の差止請求によって行使することができないものとされた議決権の数を株主総会の決議に関する定足数の分母に算入しないものとすべき旨の意見が寄せられている。

これに対して、違反株主以外の株主の有する議決権の数がわずかである場合に、これらの株主のみによって株式会社の基本的事項に関する意思決定がされ得ることとなることへの懸念を示す意見も寄せられている。もっとも、定足数の算定に際し、差止請求によって行使することができないものとされた議決権の数をその分母に算入する場合には、差止請求の対象とされる議決権の数によっては、株式会社の基本的事項に関する意思決定をすることができなくなるなどの事態が生じ、かえって違反株主以外の株主が害される結果になりかねない。定足数の分母に算入しないことに対する上記懸念は、主として議決権行使をすることができなくなる違反株主の不利益に関わるものであるところ、重大な規制違反を自ら行った違反株主は、そのような不利益を甘受せざるを得ない立場にあるとも思われる。

本文は、以上を踏まえ、差止請求によって行使することができないものとされた議決権の数を、株主総会の決議の定足数の分母に算入しないものとするを提案するものである。

第2 株主名簿の閲覧等の請求の拒絶事由

試案第3部第2本文のような見直しをすることで、どうか。

(補足説明)

試案第3部第2本文のような見直しをすることについては、パブリック・コメントにおいて寄せられた意見の中では、賛成する意見が多数であったことから、本文は、当該見直しをすることを提案するものである。

なお、会社法第125条第3項第1号及び第2号並びに第252条第3項第1号及び第2号の文言を見直すこと(試案第3部第2(注)参照)については、パブリック・コメントでは、これらの規定に定める拒絶事由が不当に広く解されることの

ないよう、その文言を見直すべきであるとして、これに賛成する意見もあったものの、反対する意見が多数であった。反対する意見の理由としては、上記各号は、株主名簿の閲覧等の請求が権利の濫用にわたるものであってはならないことを規定したものであり、見直しの必要は認められないとするものや、上記各号の文言を見直すことによって、閲覧等の請求を拒絶し得るかどうかの判断に係る株式会社の負担が増大することになるとするものがあった。試案第3部第2（注）のような見直しをすることの当否については、これらの点も踏まえ、慎重に検討する必要がある。

第3 その他

1 特別口座の移管

特別口座に記載又は記録がされた振替株式について、当該振替株式の発行者は、一括して、当該特別口座を開設した振替機関等以外の振替機関等に当該特別口座の加入者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（以下仮に「移管先特別口座」という。）を振替先口座とする振替の申請をすることができるものとするもので、どうか。

（注1） 当該振替株式の発行者は、本文の振替の申請をした場合には、特別口座の加入者に対し、移管先特別口座を開設した振替機関等の氏名又は名称及び住所を通知しなければならないものとする。

（注2） （注1）のほか、移管先特別口座への振替等について所要の規定を設けるものとする。

（注3） 振替社債、振替新株予約権及び振替新株予約権付社債についても、同様の規律を設けるものとする。

（補足説明）

特別口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項等）については、例えば、上場会社間で組織再編をした場合等において、同一の銘柄の振替株式について複数の振替機関等に特別口座が開設されることとなったときに、これらの特別口座を一つの振替機関等に集約するための根拠規定が振替法に存在しないとの問題点が指摘されている。また、特別口座は、実務上、発行者の株主名簿管理人である振替機関等が開設されることが多いところ、発行者が株主名簿管理人を変更した場合に、変更後の株主名簿管理人に特別口座を移管するための根拠規定が振替法に存在しないとの問題点も指摘されている。

特別口座は、振替口座を有していない株主等のために発行会社の申出によって特別に開設される口座であり、そのような特別口座の加入者は、特別口座がどの振替機関等において開設されるかについて特段の利害関係を有しないと考えられる。そ

のため、特別口座の移管を認めることとしても、特別口座の加入者の権利が害されるおそれは小さいと考えられる。

本文は、このような観点から、特別口座に記載又は記録がされた振替株式について、当該振替株式の発行者は、一括して、当該特別口座を開設した振替機関等以外の振替機関等に当該特別口座の加入者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（移管先特別口座）を振替先口座とする振替の申請をすることができるとすることを提案するものである。

本文のような見直しをする場合には、（注1）のとおり、特別口座の移管後に、特別口座の加入者である株主に対して、移管先特別口座を開設している振替機関等の氏名又は名称及び住所（振替法第131条第1項第3号参照）を通知しなければならないものとするのが考えられる。また、（注2）のとおり、（注1）のほか、移管先特別口座への振替等に関する技術的事項について、所要の規定を設ける必要がある。

さらに、（注3）のとおり、振替社債、振替新株予約権及び振替新株予約権付社債についても、本文と同様の規律を設けることが考えられる。

2 略式組織再編等における特別支配会社の株式買取請求

略式組織再編の場合には、特別支配会社は、株式買取請求権を有しないものとし、株式買取請求に関する通知の対象である株主から特別支配会社を除くものとするので、どうか。

（補足説明）

現行法では、略式組織再編の場合には全ての株主が株式買取請求権を有するものとされている（会社法第784条第1項本文、第785条第2項第2号等）。この点について、パブリック・コメントでは、特別支配会社は株式買取請求権を有しないものとすべきであるとの意見が寄せられている。

会社法が、株式買取請求をすることのできる株主を原則として株主総会において組織再編に反対した株主に限っている（会社法第785条第2項第1号等）理由は、組織再編に賛成の議決権行使をしながら株式買取請求をするのは権利濫用的であるからと説明されている。そして、略式組織再編において株主総会の決議を要しないとされているのは、特別支配会社が当該組織再編の相手方である場合には、仮に株主総会を開催したとしても、特別支配会社による賛成の議決権行使により承認されることが明らかであることに基づくものであることを踏まえれば、特別支配会社に株式買取請求権を認めるべき合理的な理由はないと考えられる。

本文は、このような観点から、略式組織再編の場合には、特別支配会社は、株式買取請求権を有しないものとし、株式買取請求に関する通知（会社法第785条第

3項本文、第797条第3項)の対象である株主から特別支配会社を除くことを提案するものである。

また、略式事業譲渡等における特別支配会社(会社法第469条第2項第2号、第3項参照)についても、同様の見直しをすることが考えられる。